

年	月	日	ことがら
寛政 7	1795	5	「窯職分取締り方連判帳」に、元窯 彦左衛門（忠治）・園右衛門・藤吉・直吉・安左衛門（唐左衛門）・中絶 吉右衛門とある。
享和 元	1801	3	熱田前新田ができ、御触れがある。吉左衛門・民吉父子が引き越す
享和 元	1801		唐左衛門・吉左衛門・忠治・藤七・里吉・且右衛門・卯兵衛・勘六・次兵衛・条八・富右衛門・惣助・彦七・富蔵・弥右衛門・仁兵衛が染付焼を認められる
享和 2	1802	9	瀬戸3か村の焼物が「御蔵物名目」になる
享和 2	1802	10 22	御蔵会所の取り建て方を仰せ付けられる。玄関付勝手8畳、総瓦ぶき。
享和 2	1802	11	水野代官水野権平らが3か村の御蔵会所敷地を見分
享和 2	1802	11 16	瀬戸3か村の焼物が御蔵物になった。城下・3か村に御蔵会所取立、瀬戸物屋 16人・3か村内15人御蔵元に申し付け。箇毎に改め印、御蔵会所の指図に従い声置おべきこと。毎印の箇物一切取扱開敷こと。
享和 2	1802	11	吉右衛門・唐左衛門、丸窯の築窯場所を願い済み
享和 2	1802		享和2年刊の『煎茶早指南』に、「瓦礫舎が松風店の形（煎茶碗）を瀬戸にて写つさせられしを専ら瀬戸物に売り広む」とある。
享和 3	1803	2	川本治兵衛、染付焼の素地配合に成功する
享和 3	1803	9 7	染付焼、真の御蔵物に仰せ付けられる
享和 3	1803	11 14	吉右衛門・忠治、姫君様御用で御蓋茶碗10組
享和 3	1803	12 3	忠治、広井の御蔵へ12俵の製品を初めて納める
享和 3	1803		石粉のハタキ水車32、うち瀬戸村の自分粉ハタキ7 吉右衛門・治吉・六左衛門・甚兵衛・佐五八・林吉・喜左衛門・五左衛門
文化 元	1804	2 22	民吉、九州へ出立
文化 元	1804	3 24	吉右衛門・忠治・勘六・卯兵衛・直右衛門、紀州藩殿様への御土産
文化 元	1804	3 26	吉右衛門・忠治・勘六・卯兵衛、江戸御用染付 花活・組重・井鉢・硯蓋
文化 元	1804	6	御蔵会所、3間x10間の小屋を取り立て。西と東に各1軒。
文化 元	1804	7 8	本業焼も御蔵納めを仰せ渡される
文化 元	1804	7 17	窯口明仕法初めて北嶋湯の根佐七窯
文化 元	1804	7	瀬戸御蔵所へ勘定方支配勘定役・同心衆、水野陣屋役人が引き越し、会所より広井へ荷物を送る
文化 元	1804	8	吉右衛門・忠治・勘六・卯兵衛、殿様御用いる御紋付御蓋茶碗
文化 元	1804	8	忠治、江戸御用 丁子風炉釜
文化 元	1804	9	窯方掟、売捌方掟、御蔵物染付焼荷物代請取御仕法之事
文化 元	1804	10	染付焼物に用いる印 張印・尾張丸印 木印にて渡る
文化 元	1804	12 25	赤津村万蔵、下品野新右衛門、瀬戸村藤左衛門・武右衛門・清吉・専之右衛門・専吉・太兵衛を窯方取締役に仰せ付ける
文化 元	1804	12	染付本業差兼窯元取締役、唐左衛門・武右衛門・清吉・治兵衛・治吉・多兵衛

文化 元	1804		民吉、唐左衛門悴代藏、佐五七、佐五八、利平次、利吉、半助、仁左衛門、覚左衛門、六左衛門、源十、甚七など28人が染付焼を認められる
------	------	--	--

司

理

街